

社会保険・労働保険の手続項目一覧表

適用場面等	適用保険関係等	手続項目	提出先	提出期限	添付	電子申請
①会社を設立した時	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険・厚生年金保険新規適用届	年金事務所	強制適用から 5日以内	有	○
		2.健康保険・厚生年金保険任意適用申請書	年金事務所	随時	有	○
		3.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	年金事務所	採用から起算して 5日以内	有	○
		4.健康保険被扶養者(異動)届	年金事務所	異動から起算して 5日以内	有	○
		5.年金手帳再交付申請書	年金事務所	速やかに	有	○
	(2)労災保険関係	1.特別加入申請書(中小事業主等)	労基署	特別加入しようとする時	-	
	(3)雇用保険関係	1.雇用保険適用事業所設置届	ハローワーク	設置日の翌日から起算して 10日以内	有	○
		2.雇用保険事業所非該当承認申請書	ハローワーク	申請しようとする時	有	○
		3.雇用保険被保険者資格取得届	ハローワーク	採用日の属する月の 翌月10日迄	-	○
	(4)労働保険徴収法関係	1.労働保険 0:保険関係成立届(継続)	労基署	成立日の翌日から起算して 10日以内	有	○
		2.労働保険 1:保険関係成立届(有期)	労基署	開始日の翌日から起算して 10日以内	有	○
		3.労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 (継続事業 中途成立)	↑	成立日の翌日から起算して 10日以内	有	○
		(継続事業 年度更新用)	↑	毎年 7月10日迄	有	○
		(継続事業 保険年度途中で解散等)	↑	廃止日の翌日から起算して 50日以内	有	○
		(有期事業 事業開始時)	↑	成立日の翌日から起算して 20日以内	有	
(有期事業 事業終了時)	↑	終了日の翌日から起算して 50日以内	有			
②社員を採用した時	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	年金事務所	採用から起算して 5日以内	有	○
		2.健康保険被扶養者(異動)届	年金事務所	異動から起算して 5日以内	有	○
		3.年金手帳再交付申請書	年金事務所	速やかに	有	○
		4.基礎年金番号重複取消届	年金事務所	速やかに	有	
		5.国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届	年金事務所	第3号被保険者該当日から 14日以内	有	
	(2)雇用保険関係	1.雇用保険被保険者資格取得届	ハローワーク	採用日の属する月の 翌月10日迄	-	○
③社員が退職した時	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	年金事務所	喪失日から 5日以内	有	○
		2.健康保険任意継続被保険者資格取得申出書	協会けんぽ	喪失してから 20日以内	有	
		3.健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書	協会けんぽ	5日以内	有	
		4.厚生年金保険高齢任意加入被保険者(船員以外)資格取得申出 ・申請書	年金事務所	任意加入しようとする時	有	
	(2)雇用保険関係	1.雇用保険被保険者資格喪失届	ハローワーク	喪失日の翌日から起算して 10日以内	有	○
		2.雇用保険被保険者離職証明書	ハローワーク	喪失日の翌日から起算して 10日以内	有	○

		3.受給期間・教育訓練給付適用対象期間 ・高年齢雇用継続給付延長申請書	ハローワーク	働けなくなった期間が30日超日から 1か月以内 60歳定年等理由の場合は離職後 2か月以内	有	○	
④社員に異動・変動があった時	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険被扶養者(異動)届	年金事務所	異動から起算して 5日以内	有	○	
		2.健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	年金事務所	速やかに	有		
		3.介護保険適用除外等該当・非該当届	年金事務所	遅滞なく	有		
		4.健康保険被保険者証再交付申請書	協会けんぽ	遅滞なく	有		
		5.年金手帳再交付申請書	年金事務所	速やかに	有	○	
		6.健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届	年金事務所	遅滞なく	有	○	
		7.健康保険・厚生年金保険被保険者生年月日訂正届(処理表)	年金事務所	速やかに	有		
		8.健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書	年金事務所	休業取得してから速やかに	-	○	
		9.健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届	年金事務所	休業終了後月額変更の該当後速やかに	-	○	
		10.健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届	年金事務所	変更が分かり次第速やかに	-	○	
		11.健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)	年金事務所	育児休業開始後速やかに	-	○	
		12.健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届	年金事務所	育児休業終了後速やかに	-	○	
		13.健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届	年金事務所	速やかに	-	○	
		14.厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書	年金事務所	申出が遅かった場合、申出を行った月の 前月の2年間 の分に限られる	有	○	
		15.国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届	年金事務所	第3号被保険者該当日から 14日以内	有		
		16.厚生年金保険高齢任意加入被保険者(船員以外)資格取得申出 ・申請書	年金事務所	任意加入しようとする時	有		
		17.健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	年金事務所	該当後速やかに	-	○	
		(2)雇用保険関係	1.雇用保険被保険者転勤届	ハローワーク	発令日の翌日から起算して 10日以内	有	○
			2.雇用保険被保険者氏名変更届	ハローワーク	氏名変更後速やかに	有	○
3.雇用保険被保険者証再交付申請書	ハローワーク		資格取得時等随時	-	○		
4.雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書	ハローワーク		高年齢雇用継続給付継続給付の初回申請時	-	○		
5.高年齢雇用継続給付受給資格確認票 ・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書	ハローワーク		高年齢雇用継続給付継続給付の初回申請時	有	○		
6.高年齢雇用継続給付支給申請書	ハローワーク		初めて支給申請時は支給対象月の初日から起算して 4か月以内	有			

		7.雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 ・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	ハローワーク	①受給資格確認手続きのみ行う場合、育児休業開始日の翌日から起算して 10日以内 ②初回支給申請も同時に行う場合、育児休業開始日から最初の支給対象期間直後の奇数月または偶数月	有	○
		8.介護休業給付金支給申請書	ハローワーク	介護休業終了日翌日から起算して 2か月 を経過する日の属する月の末日迄		○
⑤社員等が病気・ケガ・出産・死亡した時	(1) 業務上の病気・ケガ・死亡した時	1.年金請求書（国民年金障害基礎年金）	市区町村	その都度	有	
		2.年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）	年金事務所	①障害認定日から 5年以内 。 ②事後重症、基準障害の場合は65歳に達する前迄の間で障害等級に該当した時。 ③障害手当金は初診日から 5年以内 で障害が治り一定の障害状態になった時	有	
		3.年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	年金事務所	被保険者、被保険者であったものが死亡した時 (時効5年)	有	
		4.療養補償給付たる療養の給付請求書	労基署	速やかに	-	
		5.療養補償給付たる療養の費用請求書	労基署	速やかに	有	
		6.療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届	労基署	変更後速やかに	-	
		7.休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給請求書	労基署	休業した日の翌日から 2年以内	有	
		8.障害補償給付支給請求書・障害特別支給金・障害特別年金 支給申請書	労基署	治癒日の翌日から 5年以内	有	
		9.障害補償年金・障害年金前払い一時金請求書	労基署	治癒日の翌日から 2年以内	-	
		10.遺族補償年金支給請求書、遺族特別支給金 支給申請書	労基署	死亡日の翌日から 5年以内	有	
		11.遺族補償年金・遺族年金前払い一時金請求書	労基署	死亡日の翌日から 2年以内	-	
		12.遺族補償一時金支給請求書、遺族特別支給金 支給請求書	労基署	死亡日の翌日から 5年以内	有	
		13.葬祭料請求書	労基署	死亡日の翌日から 2年以内	有	
		14.介護補償給付・介護給付支給請求書	労基署	介護を受けた月の翌月の1日から 2年以内	有	
		15.未支給の保険給付支給請求書・未支給の特別支給金支給請求書	労基署	請求しようとする保険給付等が支給決定前の場合、保険給付等の種類ごとに定められている時効日迄。支給決定後は 5年以内 。	有	

(2) 通勤災害を被った時	1.年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）	年金事務所	①障害認定日から 5年以内 。 ②事後重症、基準障害の場合は65歳に達する前迄の間で障害等級に該当した時。 ③障害手当金は初診日から 5年以内 で障害が治り一定の障害状態になった時	有	
	2.年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	年金事務所	被保険者、被保険者であったものが死亡した時 (時効5年)	有	
	3.療養給付たる療養の給付請求書	労基署	速やかに	-	
	4.療養給付たる療養の費用請求書	労基署	速やかに	有	
	5.第三者行為災害届（業務災害・通勤災害）	労基署	遅滞なく	有	
	6.療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届	労基署	速やかに	-	
	7.障害給付支給請求書	労基署	治癒日の翌日から 5年以内	-	
	8.遺族年金支給請求書	労基署	死亡日の翌日から 5年以内	-	
	9.遺族一時金支給請求書	労基署	死亡日の翌日から 5年以内	-	
	10.葬祭給付請求書	労基署	死亡日の翌日から 2年以内	有	
	11.未支給の保険給付支給請求書・未支給の特別支給金支給請求書	労基署	請求しようとする保険給付等が支給決定前の場合、保険給付等の種類ごとに定められている時効日迄。支給決定後は 5年以内 。	有	
(3) 業務外の病気・ケガ・出産・死亡した時	1.年金請求書（国民年金障害基礎年金）	市区町村	その都度	有	
	2.年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）	年金事務所	①障害認定日から 5年以内 。 ②事後重症、基準障害の場合は65歳に達する前迄の間で障害等級に該当した時。 ③障害手当金は初診日から 5年以内 で障害が治り一定の障害状態になった時	有	
	3.年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	年金事務所	被保険者、被保険者であったものが死亡した時 (時効5年)	有	
	4.健康保険被保険者・家族療養費支給申請書	協会けんぽ	治療費等支払日の翌日から 5年以内	有	
	5.健康保険傷病手当金支給申請書	協会けんぽ	2年以内	有	
	6.健康保険被保険者・被扶養者・世帯合算高額療養費支給申請書	協会けんぽ	速やかに	有	
	7.健康保険限度額適用認定申請書（70歳未満用）	協会けんぽ	速やかに	-	
	8.健康保険被保険者・家族移送承認申請書・移送届(移送費支給申請書)	協会けんぽ	移送承認申請書は移送前できるだけ速く 移送費支給申請書は 2年以内	有	
	9.健康保険出産手当金支給申請書	協会けんぽ	2年以内	有	
	10.健康保険被保険者・家族出産育児一時金支給申請書	協会けんぽ	出産日の翌日から 2年以内	有	

		11.健康保険被保険者・家族出産育児一時金内払金支払依頼書 ・差額申請書	協会けんぽ	出産日の翌日から 2年以内 ?	-		
		12.健康保険被保険者・家族埋葬料(費)支給申請書	協会けんぽ	死亡日の翌日から 2年以内	有		
		13.健康保険第三者の行為による傷病届	協会けんぽ	速やかに			
		14.雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 ・所定労働時間短縮開始時 賃金証明書	ハローワーク	①受給資格確認手続きのみ行う場合、育児休業開始日の翌日から起算して 10日以内 ②初回支給申請も同時に行う場合、育児休業開始日から最初の支給対象期間直後の奇数月または偶数月	有	○	
		15.育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書	ハローワーク	①本人手続きの場合、育児休業開始日の翌日から起算して 10日以内 ②事業主代行の場合、初回の支給申請書と同時に提出可能	有	○	
		16.育児休業給付金支給申請書	ハローワーク	2か月ごとにまとめて 前2か月分申請	有		
⑥会社の年間定例事務	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	年金事務所	支給日から 5日以内	有	○	
		2.健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	年金事務所	毎年7月1日～10日迄	有	○	
		3.健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	年金事務所	該当後速やかに	-	○	
		4.健康保険標準賞与額累計申出書	年金事務所	速やかに	-		
	(2)労働保険徴収法関係	1.労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 (継続事業 中途成立) (継続事業 年度更新用) (継続事業 保険年度途中で解散等) (有期事業 事業開始時) (有期事業 事業終了時)	↑		成立日の翌日から起算して 10日以内	有	○
			↑		毎年 7月10日迄	有	○
			↑		廃止日の翌日から起算して 50日以内	有	○
			↑		成立日の翌日から起算して 20日以内	有	
			↑		終了日の翌日から起算して 50日以内	有	
		2.労働保険一括有期事業開始届(建設の事業)	労基署	事業開始日の属する月の 翌月10日迄	有		
		3.労働保険一括有期事業報告書(建設の事業)	労基署	次の保険年度の 6月1日～40日以内 (原則毎年 7月10日) または保険関係消滅日から 50日以内	有		
		4.平成○年度一括有期事業総括表(建設の事業)	労基署	次の保険年度の 6月1日～40日以内 (原則毎年 7月10日) または保険関係消滅日から 50日以内	有		
		⑦会社に関する変更事務 (支店開設など)	(1)社会保険(健保・厚年)関係	1.健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	年金事務所	変更訂正があった日から 5日以内	有
2.健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更(訂正)届	年金事務所			変更があった日から 5日以内	有		
3.健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届	年金事務所			事実があった日から 5日以内	有		
4.健康保険・厚生年金保険新規適用届	年金事務所			強制適用から 5日以内	有	○	
5.健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	年金事務所			採用から起算して 5日以内	有	○	
(2)雇用保険関係	1.雇用保険適用事業所設置届		ハローワーク	設置日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	2.雇用保険被保険者資格取得届		ハローワーク	採用日の属する月の 翌月10日迄	-	○	

(3)労働保険徴収法関係	3.雇用保険適用事業所廃止届	ハローワーク	廃止日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	4.雇用保険事業主事業所各種変更届	ハローワーク	変更日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	5.雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	ハローワーク	速やかに	-	○	
	1.労働保険 0:保険関係成立届(継続)	労基署	成立日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	2.労働保険 1:保険関係成立届(有期)	労基署	開始日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	3.労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書	労基署				
	(継続事業 中途成立)	↑	成立日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
	(継続事業 年度更新用)	↑	毎年 7月10日迄	有	○	
	(継続事業 保険年度途中で解散等)	↑	廃止日の翌日から起算して 50日以内	有	○	
	(有期事業 事業開始時)	↑	成立日の翌日から起算して 20日以内	有		
	(有期事業 事業終了時)	↑	終了日の翌日から起算して 50日以内	有		
	4.労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書	労基署	一括を希望する都度	有	○	
	5.労働保険料還付請求書	労基署	事業廃止日から起算して 2年以内			
	6.労働保険名称、所在地等変更届	労基署	変更日の翌日から起算して 10日以内	有	○	
7.労働保険代理人選任・解任届	労基署	速やかに	-			
⑧年金に関する各種手続き事務	(1)国民年金・厚生年金関係	1.厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届	年金事務所	5日以内	-	
		2.厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	年金事務所	算定基礎届は 7月10日迄 月額変更届は速やかに 賞与支払い届は 5日以内	有	
		3.厚生年金保険70歳以上被用者育児休業終了時報酬月額相当額変更届	年金事務所	速やかに	-	
		4.年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	年金事務所	受給資格期間を満了し年齢に達した時 (時効5年)	有	
		5.年金請求書(国民年金障害基礎年金)	市区町村	その都度	有	
		6.年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)	年金事務所	①障害認定日から 5年以内 。 ②事後重症、基準障害の場合は65歳に達する前迄の間で障害等級に該当した時。 ③障害手当金は初診日から 5年以内 で障害が治り一定の障害状態になった時	有	
		7.年金請求書(国民年金遺族基礎年金)	市区町村	被保険者、被保険者であったものが死亡した時 (時効5年)	有	
		8.年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	年金事務所	被保険者、被保険者であったものが死亡した時 (時効5年)	有	
		9.国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 年金受給権者死亡届、未支給【年金・保険給付】請求書	年金事務所	速やかに	有	

	10.国民年金・厚生年金保険 老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書	年金事務所	繰り下げたい時期	有	
	11.厚生年金保険・国民年金 老齢厚生・基礎年金支給繰上げ請求書	年金事務所	その都度速やかに	有	
	12.国民年金・厚生年金保険特別支給の老齢厚生年金受給権者 老齢基礎年金支給繰上げ請求書	年金事務所	①65歳になる前迄 ②一部繰り上げをする場合は定額部分が支給される年齢に達する前迄	有	
	13.年金請求書(国民年金寡婦年金)	市区町村	夫が死亡し寡婦年金を受けようとする時 (時効5年)	有	
	14.国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書	年金事務所	速やかに	有	
	15.国民年金・厚生年金保険老齢基礎・厚生年金請求書(65歳支給)	年金事務所	66歳以降速やかに	有	
	16.国民年金・厚生年金保険加算額・加給年金額対象者不該当届	年金事務所	10日以内 (基礎年金の加算額の加算の対象者の場合は 14日以内)	-	
	17.老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届	年金事務所	速やかに	有	
	18.国民年金・厚生年金障害給付額改定請求書	年金事務所	速やかに	有	
	19.老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	年金事務所	速やかに	-	
	20.老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届	年金事務所	速やかに	有	
	21.障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届	年金事務所	胎児出生から 10日以内 (障害基礎年金は 14日以内)	有	
	22.老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届	年金事務所	支給停止事由消滅後速やかに	有	
	23.国民年金・厚生年金保険障害基礎年金加算額 ・老齢厚生年金加給年金額対象者の障害該当届	年金事務所	速やかに	有	
	24.国民年金・厚生年金保険障害基礎 ・厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届	年金事務所	障害補償を受ける権利を取得した日から 10日以内	-	
	25.国民年金・厚生年金保険障害基礎・厚生年金受給権者障害不該当届	年金事務所	速やかに		
	26.国民年金・厚生年金保険遺族基礎・厚生年金額改定請求書	年金事務所	出生した時は 10日以内 (遺族基礎年金のみの場合は 14日以内)	有	
	27.遺族年金失権届	年金事務所	失権事由該当時から 10日以内 (遺族基礎年金のみの場合は 14日以内)	有	
	28.年金分割のための情報提供請求書	年金事務所	離婚時から 2年以内	有	
	29.標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)	年金事務所	離婚時から 3年以内	有	
⑨労働基準法関係の 主な提出書類	1.時間外労働・休日労働に関する協定届	労基署	協定を締結した都度(予め)	-	
	2.貯蓄金管理に関する協定届	労基署	協定を締結した都度(予め)	有	
	3.1週間単位の非定期的変形労働時間制に関する協定届	労基署	協定を締結した都度(予め)	有	
	4.専門業務型裁量労働制に関する協定届	労基署	協定を締結した都度(予め)	有	
	5.1か月単位の変形労働時間制に関する協定届	労基署	協定を締結した都度(予め)	有	

6.1年単位の変形労働時間制に関する協定届	労基署	協定を締結した都度（予め）	有	
7.解雇予告除外認定申請書	労基署	解雇を決定したら解雇日前（予め）	有	
8.賃金控除に関する協定書	提出不要	-	-	
9.事業場外労働に関する協定届	労基署	協定を締結した都度（予め）	有	
10.就業規則(変更)届、意見書	労基署	就業規則作成後、遅滞なく	有	